

多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年11月27日

多賀城市監査委員 菅野 昌治
多賀城市監査委員 根本 朝栄

1 監査の種類

定期監査（収入事務に係る監査）

2 監査実施対象及び期日等

| 対 象 | | 監査実施 期 日 | 講 評 期 日 |
|----------|---|-------------|------------|
| 建 設 部 | 道 路 公 園 課 （多賀城駅自転車等駐車場・ 多賀城駅前自転車等駐車場） | 11月4日（火） | 11月27日（木） |
| 教育委員会事務局 | 山 王 地 区 公 民 館 | 11月5日（水） | 11月27日（木） |

3 監査の範囲及び方法

この監査は、平成26年度（9月末現在）の財務に関する事務（手数料収納事務）の執行が、関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、提出された資料、帳簿類、証ひょう書類等を試査照合し、それらの適法性と効率性等を検討し、また、関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

別紙のとおり

平成26年11月実施定期監査（収入事務監査）結果
【建設部】

| | |
|---|-------------------------------------|
| 対 象 | 道路公園課 (多賀城駅自転車等駐車場・多賀城駅前自転車等駐車場) |
| 実 施 日 | 平成26年11月4日(火) |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの 3枚複写式の納入通知書について、残しておくべき原符が切り取られているもの 1件 | |

《意見》

○使用料の未収金対策について

無断駐車等で発生する未収金について、該当車両への文書貼付や施錠措置等による取り組みは評価するが、回収率を上げるために更なる対策に努められたい。

平成26年11月実施定期監査（収入事務監査）結果
【教育委員会事務局】

| | |
|---|---------------|
| 対 象 | 山王地区公民館 |
| 実 施 日 | 平成26年11月5日（水） |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの （1）使用料収納後の入金処理が遅延しているもの 複数 （2）自動販売機設置にかかる行政財産使用料の納入期限設定日の誤り 1 件 | |